

關稅改正



書類

存

昭和財政史資料 第五三號

第四號

35

国立公文書館	
分類	財務省
	平成15年度
排架番号	つくば書庫5
	5-59
	377

377

0000 0773



目次

一	關稅定率法第二條之意義
二	關稅定率法第二條之意義
三	關稅定率法中，物產重要產業統制法上關係
四	產業合理化，意義
五	非常特別稅法
六	北海道拓殖計畫，要領
七	割當量，付予
八	輸入稅表用語，資源向第一次標準用語，比較表
九	各國之稅及從價稅品，課稅價格，關稅五法例
十	日英間通商航海條約，拔稅率

大藏省



一、五折五割通商... 支那...  
 二、... 支那...  
 三、... 支那...  
 四、... 支那...  
 五、... 支那...  
 六、... 支那...  
 七、... 支那...  
 八、... 支那...  
 九、... 支那...  
 十、... 支那...

支 大

- 一一 白熱電燈球、商標問題
- 一二 各改正品自、関之件
- 一三 関稅定率法前文沿革調
- 一四 大正十五年一般改正後、於ヶ、関稅改正調

大 藏 省



第二 (事件下)

皇親國戚  
皇親國戚  
皇親國戚

番号

件

名

目次

- 一 間程改正案、貴族院カヲ横槍
- 二 人造絹及木材、間程率改正實施、降、旅工申、告書、取扱方針
- 三 帝國議會、召集、付予
- 四 審議員自順序

- 一 大正十一年一月五日野、若、ノ、閣議及五縣
- 二 閣議及第一前大臣、若、ノ、閣
- 三 閣議及第一前大臣、若、ノ、閣
- 四 閣議及第一前大臣、若、ノ、閣

大藏省

(6. 8. 明昇香納)



七二  
七三  
七四

一	酒類の税率
二	酒類の税率
三	酒類の税率
四	酒類の税率
五	酒類の税率
六	酒類の税率
七	酒類の税率
八	酒類の税率
九	酒類の税率
十	酒類の税率

目次

目次

一	関稅定率法第二條ノ意義	(七、五、三)
二	人造絹及木、枝ノ関稅率改正實施ノ際ニ於テノ申告書取扱ノ件	(七、五、三)
三	帝國議會ノ召集ニ付テ	(七、四、一三)
四	関稅増徴ノ緊急立法ニ付テ	(七、四、一四)
五	各國ニ於テノ從價稅品ノ課稅價格ニ關スル立法例	(七、四、一九)
六	産業獎勵金交付額調	
七	重要産業ノ統制ニ關スル法規	(七、四、一四)
八	関稅率審議中ノ物品ト重要産業ノ統制法	
九	トノ關係	(七、五、五)
十	關稅改正案ニ貴族院カラ横槍	
十一	麥	

(7.2. 明治會館)

大藏省



一七、

一、 臨時産業合理化ノ意義

(七、五、七)

二、 臨時産業合理化ノ事業

(七、五、一〇)

三、 共海道拓殖計畫ノ要領

(七、五、一〇)

四、 割當量ニ付テ

(七、五、一〇)

五、 輸入税表用語ト貨原局草案標準用語ト比較表

(七、五、一〇)

六、 鐵

(七、五、一〇)

七、 非常特別税法

(七、五、一〇)

八、 非常特別税法改正法律

(七、五、一〇)

九、 産業合理化ノ意義

(七、五、一〇)

一〇、 臨時産業合理化ノ事業

(七、五、一〇)

一一、 共海道拓殖計畫ノ要領

(七、五、一〇)

一二、 割當量ニ付テ

(七、五、一〇)

一三、 輸入税表用語ト貨原局草案標準用語ト比較表

(七、五、一〇)

一四、 鐵

(七、五、一〇)

一五、 非常特別税法

(七、五、一〇)

一六、 非常特別税法改正法律

(七、五、一〇)

大藏省

一七、 鐵 (七、五、一〇)  
一八、 非常特別税法 (七、五、一〇)  
一九、 非常特別税法改正法律 (七、五、一〇)  
二〇、 産業合理化ノ意義 (七、五、一〇)  
二一、 臨時産業合理化ノ事業 (七、五、一〇)  
二二、 共海道拓殖計畫ノ要領 (七、五、一〇)  
二三、 割當量ニ付テ (七、五、一〇)  
二四、 輸入税表用語ト貨原局草案標準用語ト比較表 (七、五、一〇)  
二五、 鐵 (七、五、一〇)  
二六、 非常特別税法 (七、五、一〇)  
二七、 非常特別税法改正法律 (七、五、一〇)